

(別紙)

同伴児童学習支援事業実施要綱（案）

1 目的

婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子ども（以下「同伴児童」という。）が適切に教育を受けられる体制を強化し、同伴児童の支援の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容

都道府県等は、婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に、教職員としての実務経験者や教職員資格を有する児童指導員としての実務経験者等を学習指導員として配置し、同伴児童の個々の学力に応じた学習指導を行うとともに、必要に応じて教材等を整備するものとする。

また、必要に応じて、同伴児童の原籍校等の教育機関、自治体、児童相談所等への連絡調整等を行うものとする。

4 実施上の留意点

- （１）学習指導については、同伴児童の学齢等を考慮した対応に努めること。
- （２）DVのある家庭環境にあった同伴児童など、様々な背景を有する同伴児童への対応は、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法を担当する職員等と連携し、学習指導に当たること。
- （３）効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

5 経費

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

子 発 ※ 第 ※ 号
令和 2 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

同伴児童通学支援事業の実施について（案）

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託施設や婦人保護施設から安心・安全に通学できるよう体制強化を図るため、別紙のとおり「同伴児童通学支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

同伴児童通学支援事業実施要綱（案）

1 目的

DV被害者等が同伴する子ども（以下「同伴児童」という。）が、一時保護委託施設や婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学できるよう、同伴児童への同行支援を行い、同伴児童に対する支援の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容

都道府県等は、婦人相談所が行う一時保護の委託施設又は婦人保護施設から、同伴児童が小・中学校等に通学する際に、DV加害者等による追跡からの保護や一人で通学する場合等の安全を確保する観点から、生活支援員による通学への同行支援を行うとともに、同行旅費を支給する。

4 実施上の留意点

- (1) 同伴児童が通学する際の同行支援については、学校、自治体、警察等関係機関と連携し、同伴児童の安全に配慮した対応に努めること。
- (2) 婦人相談所は、一時保護委託施設及び婦人保護施設と十分に連携を図り、定期的に通学支援の状況について把握し、必要に応じて関係機関との調整や助言等を行うこと。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

5 経費

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

子 発 ※ ※ 第 ※ ※ 号

令和※年※※月※※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

D V 被害者等自立生活援助事業の実施について

D V、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があり、民間シェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の構築を図るため、今般、これまでモデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行することに伴い、別紙のとおり実施要綱を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので、その適正且つ円滑な実施について通知する。

なお、この通知については、都道府県知事から婦人相談所等の関係機関及び管内市に対して、指定都市市長及び中核市市長から管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

また、本通知の施行に伴い、「D V 被害者等自立生活援助モデル事業の実施について」（平成26年3月24日雇児発 0324 第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

(別紙)

DV被害者等自立生活援助事業実施要綱

第1 目的

DV被害者等自立生活援助事業（以下「援助事業」という。）は、婦人相談所の一時保護（一時保護委託を含む）解除後のDV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受けた等の女性（以下、「DV被害等女性」という。）が地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）とする。

なお、実施主体は事業の全部又は一部について、年間を通じてDV被害等女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下、「委託団体」という。）に委託することができる。この場合、委託団体は、DV被害等女性を受け入れる機能を有し、DV被害等女性の支援を5年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。

第3 対象者

本事業の対象者は、DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受け、民間シェルター等の一時的な居住場所に居住し、自立のための相談・支援を希望する者であって、実施主体が本事業の対象とすることを適当と認めた者とする。

また、DV被害等女性の同伴家族についても、本事業の対象として差し支えない。

第4 事業内容

1. 事業の内容

本事業においては、以下の自立支援事業及び定着支援事業を実施する。

なお、実施主体につき、年間概ね10世帯程度を支援対象とすること。

(1) 自立支援事業

D Vシェルター等の一時的な居住場所に居住するD V被害等女性に対し、必要に応じて、例えば、

- ① 生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）
- ② 行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援
- ③ 就職支援
- ④ その他必要な相談

などD Vシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

(1) の支援により、D Vシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、例えば、

- ① 電話相談
- ② 家庭訪問
- ③ 社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等

職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

2. 事業の実施方法

(1) 本事業の実施に当たっては、実務上の責任者一人を、委託団体等の職員のうちから適当と判断される者を選定して配置するものとする。

(2) 本事業による支援は、対象者毎に個別支援計画書（別添1及び別添2）を作成して行うこと。

また、個別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなど、対象者の意見が十分に反映されるように留意するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(3) 自立支援事業については、原則として週に一回以上支援を行うこと。なお、特に支援が必要と思われる者に対しては、必要に応じた支援に配慮すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等のD V被害等女性に対する支援を行う関係機関と連携を密にすると共に、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。

第5 経費

国は、別に定めるところによりこの事業の運営に要する経費を補助するものとする。

第6 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図る等の対策を講ずること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについて、支援開始時点等で対象者から同意を得ておくものとする。

なお、事業を委託する場合には、個人情報の取扱いについて委託団体との契約において明確に定めること。

個人別支援計画書・報告書

氏名 (歳)	(歳)
退所した婦人相談所 (入所期間)	(年 月 日～ 年 月 日)
同伴家族の状況	有 () ・ 無

①自立支援事業	
当該施設の入所・退所年月日	年 月 日～ 年 月 日
支援目標	
支援方法	
備 考	
支援経過	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	

年 月 日	
年 月 日	
支援結果	

退所後の居住先 (①退所後)	(年 月 日～)
-------------------	-----------

②定着支援事業	
支援目標	
支援方法	
備 考	
支援経過	

年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
支援結果	

支援結果を踏まえた結果報告 (①自立支援事業及び②定着支援事業を実施した結果について)	
---	--

別添2（様式例）

指導台帳（年度）

事業実施施設名：

担当職員名：

No	対象者 氏名	①自立支援事業				施設（①）退所 後の行き先	②定着支援事業				備考	
		対面による指導		電話等による指導			対面による指導		電話等による指導			
		回数	月／日	回数	月／日		回数	月／日	回数	月／日		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												

※必要に応じ、行を追加して記載

(別紙)「婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について」一部改正新旧対照表(案)

新		旧
各都道府県知事 殿	雇児発第 0530007 号 平成 14 年 5 月 30 日 〔一部改正〕平成 19 年 3 月 29 日 雇児発第 0329005 号 令和※※年※月※日 子 発 ※ ※ 第 ※ 号	雇児発第 0530007 号 平成 14 年 5 月 30 日 〔一部改正〕平成 19 年 3 月 29 日 雇児発第 0329005 号
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について		婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について
婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。		婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。
第 1 趣 旨 (略)	第 1 趣 旨 (略)	第 1 趣 旨 (略)
第 2 対象施設等	第 2 対象施設等	第 2 対象施設等
1 婦人相談所・時保護所	1 婦人相談所・時保護所	1 婦人相談所・時保護所

新	旧
2 婦人保護施設 婦人保護施設において、この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施に係る指定の申請を行うこととし、都道府県知事は次に次により各年度ごとに指定するものとする。 ① 「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年3月27日厚生労働省令49号）が遵守されており、かつ法人及び施設の運営が適正に行われている場合に限ること。 ② 配偶者からの暴力等の理由により、心理療法が必要と婦人相談所長が認めた被害女性及びその同伴する家族等が<u>常時1名以上</u>いること。 ③ 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。 都道府県民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2及び3により、当局家庭福祉課まで報告すること。	2 婦人保護施設 婦人保護施設において、この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施に係る指定の申請を行うこととし、都道府県知事は次に次により各年度ごとに指定するものとする。 ① 「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年3月27日厚生労働省令49号）が遵守されており、かつ法人及び施設の運営が適正に行われている場合に限ること。 ② 配偶者からの暴力等の理由により、心理療法が必要と婦人相談所長が認めた被害女性及びその同伴する家族等が<u>合計10名以上</u>いること。 ③ 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。 都道府県民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2及び3により、当局家庭福祉課まで報告すること。 <u>なお、指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記②を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。</u>
第3 心理療法を担当する職員（略）	第3 心理療法を担当する職員（略）

新	旧
第4 対象者 (略) 第5 業務内容 (略) 第6 事業の実施にかかる留意事項 (略) 第7 経費 (略)	第4 対象者 (略) 第5 業務内容 (略) 第6 事業の実施にかかる留意事項 (略) 第7 経費 (略)

新	旧																
別紙様式 1	別紙様式 1																
番 年 月 日 号	番 年 月 日 号																
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 都道府県民生主管部（局）長 ㊞	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 都道府県民生主管部（局）長 ㊞																
年度 婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況について 平成 1 9 年 3 月 2 9 日 雇児発第 0329005 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知の第 2 の 2 に基づき報告する。	年度 婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況について 平成 1 9 年 3 月 2 9 日 雇児発第 0329005 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知の第 2 の 2 に基づき報告する。																
1. 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況 <table border="1"> <tr> <td>所管</td> <td>心理療法実施施設</td> </tr> <tr> <td>婦人保護施設数</td> <td>申請施設数（注 1）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち指定施設数（注 2）</td> </tr> </table> （注 1）都道府県に申請があった施設の数を入力すること。 （注 2）都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。	所管	心理療法実施施設	婦人保護施設数	申請施設数（注 1）		うち指定施設数（注 2）	1. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況 <table border="1"> <tr> <td>所管</td> <td>心理療法実施施設</td> </tr> <tr> <td>婦人保護施設数</td> <td>申請施設数（注 1）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち指定施設数（注 2）</td> </tr> </table> （注 1）都道府県に申請があった施設の数を入力すること。 （注 2）都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。	所管	心理療法実施施設	婦人保護施設数	申請施設数（注 1）		うち指定施設数（注 2）				
所管	心理療法実施施設																
婦人保護施設数	申請施設数（注 1）																
	うち指定施設数（注 2）																
所管	心理療法実施施設																
婦人保護施設数	申請施設数（注 1）																
	うち指定施設数（注 2）																
2. 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定一覧 <table border="1"> <tr> <td>指定施設名</td> <td>経営主体</td> <td>心理療法担当職員</td> <td>心理療法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基準額適用状況（注 3）</td> <td>事業開始年月日</td> </tr> </table> （注 3）適用する基準額（常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員）のいずれかを記載すること。	指定施設名	経営主体	心理療法担当職員	心理療法			基準額適用状況（注 3）	事業開始年月日	2. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定一覧 <table border="1"> <tr> <td>指定施設名</td> <td>経営主体</td> <td>心理療法担当職員</td> <td>心理療法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基準額適用状況（注 3）</td> <td>事業開始年月日</td> </tr> </table> （注 3）適用する基準額（常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員）のいずれかを記載すること。	指定施設名	経営主体	心理療法担当職員	心理療法			基準額適用状況（注 3）	事業開始年月日
指定施設名	経営主体	心理療法担当職員	心理療法														
		基準額適用状況（注 3）	事業開始年月日														
指定施設名	経営主体	心理療法担当職員	心理療法														
		基準額適用状況（注 3）	事業開始年月日														

新	旧
別紙様式 2	別紙様式 2
番 号 年 月 日	番 号 平成 年 月 日
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
都道府県民生主管部（局）長	都道府県民生主管部（局）長
年度 婦人保護施設における心理療法の実施状況について	平成 年度 婦人保護施設における心理療法の実施状況について
標記について、平成 1 9 年 3 月 2 9 日 雇児発第 0329005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の第 2 の 2 に基づき報告する。	標記について、平成 1 9 年 3 月 2 9 日 雇児発第 0329005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の第 2 の 2 に基づき報告する。
1. 年度心理療法実施施設指定状況 (注) 都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。	1. 平成 年度心理療法実施施設指定状況 (注) 都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。
所管婦人保護施設数 うち指定施設数（注）	所管婦人保護施設数 うち指定施設数（注）
2. 年度婦人保護施設における心理療法実施報告書 別紙様式 3	2. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施報告書 別紙様式 3

新									
別紙様式 3 年度婦人保護施設における心理療法実施報告書									
1 指定施設名									
2 心理療法担当職員の数 人（うち常勤的非常勤職員 人、非常勤職員 人）									
3 心理療法担当職員の基準額適用状況 常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員									
4 心理療法実施数等 (1) 実施対象者数									
(2) 心理療法等の実施回数									
内 容	心理面接	心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助	心理療法	婦人保護施設職員等への助言	その他 具休例	計			
回数									
(3) 対象者の年齢・被害分類別数									
	身体的暴力又は身体的虐待	経済的暴力又は経済的脅威・拒否	性的暴力又は性的虐待	心理的暴力又は心理的虐待	その他	計			
暴力被害女性									
上記以外の女性									
0～3歳未満									
就学前児童									
小学生									
中学生									
上記以外の児童									
児童以外の 同伴家族									
計									
5 心理療法実施対象者の状況 心理療法実施対象者数（ 人）									
番号	年齢	性別	人可 年月	被害の 分類等	心理療法の実施状況	心理療法の効果			
備考	・年間延実施回数 ・1日当たり平均実施時間			時間					
注1 被害の分類等については、暴力被害女性にあっては暴力被害者の内容（身体的暴力、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力）により、同伴家族にあっては虐待の分類（身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、性的虐待、心理的虐待）より主な理由を1つ選んでください。									
2 心理療法の実施状況については、上記4の（2）の心理療法を担当する職員の業務内容及び実施頻度等を記入してください。（例）週1回2時間の心理療法を半年実施した。									
3 心理療法の効果については、（改善、やや改善、変化なし）の中から選択するとともに、具体的な状況を簡単に記述してください。									

旧									
別紙様式 3 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施報告書									
1 指定施設名									
2 心理療法担当職員の数 人（うち常勤的非常勤職員 人、非常勤職員 人）									
3 心理療法担当職員の基準額適用状況 常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員									
4 心理療法実施数等 (1) 実施対象者数									
(2) 心理療法等の実施回数									
内 容	心理面接	心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助	心理療法	婦人保護施設職員等への助言	その他 具休例	計			
回数									
(3) 対象者の年齢・被害分類別数									
	身体的暴力又は身体的虐待	経済的暴力又は経済的脅威・拒否	性的暴力又は性的虐待	心理的暴力又は心理的虐待	その他	計			
暴力被害女性									
上記以外の女性									
0～3歳未満									
就学前児童									
小学生									
中学生									
上記以外の児童									
児童以外の 同伴家族									
計									
5 心理療法実施対象者の状況 心理療法実施対象者数（ 人）									
番号	年齢	性別	人可 年月	被害の 分類等	心理療法の実施状況	心理療法の効果			
備考	・年間延実施回数 ・1日当たり平均実施時間			時間					
注1 被害の分類等については、暴力被害女性にあっては暴力被害者の内容（身体的暴力、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力）により、同伴家族にあっては虐待の分類（身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、性的虐待、心理的虐待）より主な理由を1つ選んでください。									
2 心理療法の実施状況については、上記4の（2）の心理療法を担当する職員の業務内容及び実施頻度等を記入してください。（例）週1回2時間の心理療法を半年実施した。									
3 心理療法の効果については、（改善、やや改善、変化なし）の中から選択するとともに、具体的な状況を簡単に記述してください。									

(別紙)「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について」一部改正新旧対照表 (案)

新		旧
各都道府県知事 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	雇児発 0405 第 23 号 平成 2 4 年 4 月 5 日 〔一部改正〕 令和※年※月※日 子 発 ※ 第 ※ 号	雇児発 0405 第 23 号 平成 2 4 年 4 月 5 日
	婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について 婦人保護事業の推進については特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、婦人保護施設において、施設入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のための支援について、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。 本通知については、貴職より婦人相談所、婦人保護施設をはじめ、貴部(局)の関係機関及び市町村への周知を併せてお願いする。 なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。 また、本通知の施行に伴い、「婦人保護施設利用者の地域生活移行支援について」(平成 1 9 年 3 月 2 9 日雇児福発第 0329002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)は廃止する。	婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について 婦人保護事業の推進については特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、婦人保護施設において、施設入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のための支援について、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。 本通知については、貴職より婦人相談所、婦人保護施設をはじめ、貴部(局)の関係機関及び市町村への周知を併せてお願いする。 なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。 また、本通知の施行に伴い、「婦人保護施設利用者の地域生活移行支援について」(平成 1 9 年 3 月 2 9 日雇児福発第 0329002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)は廃止する。

新	旧
1 目的 (略) 2 実施主体 <u>事業の実施主体は都道府県とする。</u> 3 事業内容 (1) 対象者 (略) (2) 実施方法 (略) 4 対象要件 (1) (略) (2) (略) 5 実施上の留意事項 (1) 婦人保護施設が施設入所者の地域生活移行支援を開始するにあたっては、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにあらかじめ婦人相談所と協議を行うこと。 (2) 地域生活移行支援を実施する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものでなければならない。 (3) 地域生活移行支援の実施にあたっては、利用者の健康状態の把握の他、生命や身体全体の安全の確保への配慮とともに、必要に応じて、<u>生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施し、退所後の地域社会での自立に向けた支援を適切に行うものとする</u>こと。	1 目的 (略) 2 事業内容 (1) 対象者 (略) (2) 実施方法 (略) 3 対象要件 (1) (略) (2) (略) 4 実施上の留意事項 (1) 婦人保護施設が施設入所者の地域生活移行支援を開始するにあたっては、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにあらかじめ婦人相談所と協議を行うこと。 (2) 地域生活移行支援を実施する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものでなければならない。 (3) 地域生活移行支援の実施にあたっては、利用者の健康状態の把握の他、生命や身体全体の安全の確保への配慮とともに、退所後の地域社会での自立に向けた支援を適切に行うものとする

新	旧
(4) 地域生活移行支援については、民間住宅を賃借して実施すること も可能であること。 <u>6 経費</u> 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援のための経費については、施設に在籍している者として取扱い、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）により補助の対象とする。 <u>生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援に要する費用については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。</u> また、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、上記通知により補助の対象とする。 なお、賃借料加算を申請する施設は、別紙「賃借料加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事に申請するものとする。加算の対象となった施設においては、契約内容が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。 (別紙) 賃借料加算分申請書（略）	(4) 地域生活移行支援については、民間住宅を賃借して実施すること も可能であること。 <u>5 経費</u> 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援のための経費については、施設に在籍している者として取扱い、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）により補助の対象とする。 また、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、上記通知により補助の対象とする。 なお、賃借料加算を申請する施設は、別紙「賃借料加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事に申請するものとする。加算の対象となった施設においては、契約内容が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。 (別紙) 賃借料加算分申請書（略）

(別紙)「婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について」一部改正新旧対照表 (案)

新		旧
各都道府県知事 殿	厚生省 社会局長	各都道府県知事 殿 厚生省 社会局長
社 生 第 80 号 平成 3 年 6 月 1 2 日 一部改正 雇児発第 0425004 号 平成 20 年 4 月 2 5 日 子 発 1226 第 4 号 令和元年 1 2 月 2 6 日 子 発 ※ ※ 第 ※ 号 令和※年※月※日	社 生 第 80 号 平成 3 年 6 月 1 2 日 一部改正 雇児発第 0425004 号 平成 20 年 4 月 2 5 日 子 発 1226 第 4 号 令和元年 1 2 月 2 6 日	社 生 第 80 号 平成 3 年 6 月 1 2 日 一部改正 雇児発第 0425004 号 平成 20 年 4 月 2 5 日 子 発 1226 第 4 号 令和元年 1 2 月 2 6 日
婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について		婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について
婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配意を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるとの条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成 3 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所、婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。		婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配意を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるとの条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成 3 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所、婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

新	旧
1 目的（略） 2 実施主体 事業の実施主体は<u>都道府県とする。</u> <u>ただし、都道府県は、事業内容を適切に実施することができる</u> <u>と認め、また者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。</u> 3 実施施設（略） 4 対象者（略） 5 実施方法等 (1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。 (2) 生活援助指導員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。 (3) 援助の内容 ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施期間を更新することができる。 イ 実施施設は、対象者ごとに個人別支援計画書を作成し、生活援助指導員を中心として、必要に応じ次の援助を行うこと。	1 目的（略） 2 実施主体 <u>都道府県とする。</u> 3 実施施設（略） 4 対象者（略） 5 実施方法等 (1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。 (2) 生活援助指導員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。 (3) 援助の内容 ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施期間を更新することができる。 イ 実施施設は、対象者ごとに個人別支援計画書を作成し、生活援助指導員を中心として、必要に応じ次の援助を行うこと。

新	旧
(ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等） (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導 (ウ) 関係機関等の活用方法の指導 (エ) 家族、親戚との交流促進 (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等 ウ 生活援助指導員は、前記イに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。 (ア) 月間又は年間スケジュールの作成 (イ) 個人別支援計画書・報告書（別紙１）及び指導台帳（別紙２）の作成 (ウ) その他必要な事項 エ <u>実施施設は、婦人保護施設を退所した者が、退所後においても集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等による自助グループの活動支援を行うことができる。なお、実施に当たっては、利用しやすい時間帯や曜日等の設定に配慮すること。</u> オ 年度当初に１年間の支援を予定した対象者が、年度末を待たずして支援が不要になった場合は、残余の期間については、婦人相談所が必要と認める他の退所者を対象者として本事業を継続することができる。この場合、当該対象者について個人別支援計画書を作成する。 6 実施上の留意事項（略） 7 事業に対する補助（略） 8 国の助成（略）	(ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等） (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導 (ウ) 関係機関等の活用方法の指導 (エ) 家族、親戚との交流促進 (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等 ウ 生活援助指導員は、前記イに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。 (ア) 月間又は年間スケジュールの作成 (イ) 個人別支援計画書・報告書（別紙１）及び指導台帳（別紙２）の作成 (ウ) その他必要な事項 エ 年度当初に１年間の支援を予定した対象者が、年度末を待たずして支援が不要になった場合は、残余の期間については、婦人相談所が必要と認める他の退所者を対象者として本事業を継続することができる。この場合、当該対象者について個人別支援計画書を作成する。 6 実施上の留意事項（略） 7 事業に対する補助（略） 8 国の助成（略）

(別紙)「配偶者からの暴力被害女性支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業の実施について」一部改正新旧対照表 (案)

新		旧
<u>都道府県知事</u> <u>各 指定都市市長 殿</u> <u>中核市長</u>	雇児発第 05300006 号 平成 14 年 5 月 30 日 (一部改正) 雇児発 0605 第 6 号 平成 27 年 6 月 5 日 <u>子 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令和※年※※月※※日</u>	雇児発第 05300006 号 平成 14 年 5 月 30 日 (一部改正) 雇児発 0605 第 6 号 平成 27 年 6 月 5 日
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)
配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業の実施について		配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業の実施について
婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を願わして いるところであるが、配偶者からの暴力被害女性の保護支援を行う関係 機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙の とおり「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員 専門研修事業実施要綱」を定め、平成 14 年度から実施することとした ので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。		婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を願わして いるところであるが、配偶者からの暴力被害女性の保護支援を行う関係 機関の連携強化及び関係職員の専門性の向上を図るため、今般、別紙の とおり「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員 専門研修事業実施要綱」を定め、平成 14 年度から実施することとした ので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

新	旧
(別紙) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業実施要綱 1 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 (略) 2 婦人相談所等職員への専門研修事業 (1) 目的 (略) (2) 研修対象者 (略) (3) 事業の内容 (略) 3 実施主体 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 <u>市 (特別区含む)</u> 4 国の助成 (略)	(別紙) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 及び職員専門研修事業実施要綱 1 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 (略) 2 婦人相談所等職員への専門研修事業 (1) 目的 (略) (2) 研修対象者 (略) (3) 事業の内容 (略) 3 実施主体 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 4 国の助成 (略)

